



## 保育施設利用についてのお知らせ

### 1. 満3歳から1号認定でのこども園の利用が可能になります

令和元年11月1日より、町内すべてのこども園にて満3歳になった翌月を迎えた児童の1号認定(幼稚園部)での受け入れを開始します。

入園を希望される方や、2,3号認定(保育園部)から1号認定(幼稚園部)へ移行を希望される方はご参考ください。利用の申請はお早めをお願いします。

※水上わかくりこども園では実施済み

※つきよのこども園、いはるこども園は11月より実施

### 2. 保育の認定に必要な就労時間が変更になりました

令和元年10月より、みなかみ町の保育の必要性の認定に関して、1ヵ月あたりの必要就労時間が以下のように変更されました。

1月当たりの就労時間が 64時間以上 労働することを常態としていること。



1月当たりの就労時間が 48時間以上 労働することを常態としていること。

### 3. 3歳から5歳の保育施設利用料が無償となりました

令和元年10月より、こども園3歳クラスから5歳クラスまでの児童の利用料が無償となりました。

認可外保育施設や幼稚園型預かり保育等の利用は、町から「保育の必要性の認定」を受けた方については無償となります。認定には申請が必要になります。

※認可外保育施設や幼稚園型一時預かり等の無償化については、月額上限があります。詳しくは役場子育て健康課(25-5009)までお問い合わせください。

みなかみ町役場  
子育て健康課子育て支援係  
0278-25-5009